

St. Luke's International University Repository

厚生労働省の看護系技官に対するImplementation Research; 第24回聖路加看護学会学術大会報告: シンポジウム

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2021-03-13 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 関根, 小乃枝, Sekine, Konoe メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.34414/00015342

This work is licensed under a Creative Commons Attribution-NonCommercial-ShareAlike 3.0 International License.



厚生労働省の看護系技官に対する Implementation Research

関根小乃枝

I. DNP コース進学のかきかけ

筆者は、厚生労働省の看護系技官であり、働きながら聖路加国際大学大学院のDNPコースに在籍し、職場をフィールドに、看護系技官に対するImplementation Researchに取り組んでいる。なお、本研究について開示すべきCOI関係はない。

まず、はじめに筆者がDNPコースに進学したきっかけについて述べる。このきっかけは後述する研究のテーマにつながっていくことになる。研究の内容を述べるにあたって、まず、看護系技官の役割や業務について、以下に述べたい。

看護系技官は、立法、行政、司法の関係性のなかで業務にあっている。厚生労働省は行政機関のひとつであり、そのなかでも政務官、副大臣、大臣は政務三役とよばれ、政治家でありわれわれの上司でもある。厚生労働省の業務は、「国民生活を支える社会保障」「安心して働ける労働政策」「援護施策の実施」「感染症対策など国民の健康と安全の確保」の4つであり、多岐にわたっているのが特徴である。

看護系技官になるためには、就業経験が必要である。筆者の場合、まず、看護師・保健師の免許を取得するために、看護系大学を卒業して、その2つの免許を取得した。その後、医療機関で約7年間働いて大学院の修士課程に進学し、修了後に厚生労働省に看護系技官として入省した。

看護職員の就業場所の推移を、2006年と10年後の2016年で比較してみると、看護職員全体では133万人から166万人に増えている。看護系技官は就業場所で見ると「その他」に含まれるが、看護職員166万人のうち、約80人の看護系技官が占める割合を計算すると、わずか0.005%であり、希少な職種となっている。そのため、看護系技官がどのような役割や業務を担っているのかについて、まだまだ十分に理解されていないと感じることもある。

看護系技官の業務を語るうえで欠かせないのが、政策とのつながりである。「政策」とは国が抱える課題を解決し、どのような状態を作り出すかという政府や政党が掲

げるビジョンに対し、基本的な解決策に向けた方針のことを指すが、具体的な課題解決の方策を指す場合もあり、多くの意味を含んでいるとされる。看護系技官は行政官として、政策形成過程に関与するが、政策形成には、人口構造等の社会情勢の変化、診療報酬の改定、事件や報道、地方分権等のさまざまな契機がある。政策を実現するためのツールもさまざまであり、それらを課題や状況に応じて取捨選択し、進めていくのが看護系技官の仕事である。厚生労働科学研究費補助金（以下、科研費）もそのひとつに含まれている。

看護系技官は政策過程、具体的には政策形成（政策が形成される段階：plan）、政策実施（政策が実施される段階：do）、政策評価（実施された政策が評価される段階：check）、政策反映（評価結果が新たな政策に反映される段階：act）にかかわっている。そのなかでも特に重要と考えられているのは「政策形成」である。政策形成過程には、課題設定、政策立案、政策決定の3つの流れがある（石井, 1999）。政策形成のためには、研究から得られたデータを用いたり、研究自体をツールとして使用したりすることなどから、研究は何らかの形でどの段階においても活用機会があることがわかる。政策形成過程において、政策研究の企画立案を行うことが看護系技官の重要な役割のひとつとなっていることから、看護系技官には研究能力が求められている。

筆者は異動により、2015年度から2年間、日本医療研究開発機構（以下、AMED）に出向しており、担当事業の研究課題の公募立案や採択課題の進捗管理・評価等を担っていた。こうしたAMEDでの業務経験から筆者が感じた危機感や、厚生労働科学研究の取りまとめを行う厚生科学課、担当事業の公募立案や研究の進捗管理に携わるAMEDの在籍者またはいずれかの在籍経験をもつ者から成る、看護分野の政策研究推進に係る研究費獲得プロジェクトチーム（以下、研究費獲得P）に行ったヒアリングから、さまざまな課題が浮かび上がってきた。

具体的には、厚生労働科学研究の看護系技官による公募立案件数の低迷、看護系技官の科研費の枠組みに関する知識の不足、看護政策推進のための公募立案に対する看護系技官の役割認識の不足等であった。こうした実情や経験を踏まえて、質改善（Quality Improvement; QI）

アプローチを用いて現場を改革する本コースで看護系技官の予算要求能力の向上について取り組みたいと感じるようになった。

II. 看護系技官に対する Implementation Research

1. 研究の概要

世界的な動向として、科学的根拠に基づく政策立案 (Evidenced-Based Policy Making ; EBPM) が求められる時代に突入している (家子ら, 2016)。行政に携わる看護系技官には、常に現場の課題を意識しながら、政策過程における役割および能力を発揮することが期待されている。しかし、多忙な国会対応等の業務の合間に研修を受ける時間を確保することは容易ではなく、その機会も十分ではない。

本研究では、厚生労働省における看護系技官の政策立案能力を強化することに着目した。QIアプローチを用いるのが、Implementation Researchの特徴であり、実装方略の評価等に関する研究目標を2つ設定することとした。

本研究の意義は、筆者が考えた実装方略の実施により、看護系技官個々の政策立案能力が強化され、EBPMに必要な能力の獲得が期待でき、看護政策の充実を図ることが可能になることである。また、将来的にはそれがEBPMの推進、国民が受ける医療の質の向上につながることを期待でき、取り組む意義は大きいと考える。

本研究は、筆者がImplementation Researchの特徴として理解している以下の5つに沿って実施した。

(1) 研究課題の焦点化：ランダム化比較試験 (Randomized Controlled Trial ; RCT)、多施設共同研究といった壮大な計画ではなく、研究期間内に研究者が組織内で変革および実現可能なテーマに絞る。

(2) ステークホルダーアセスメントの実施：よりよい変革実現のために周囲の意見を取り入れる。

(3) 研究対象の選定：サンプルサイズ、対象群の設定、バイアス回避のための無作為化や盲検化等に縛られない。

(4) QIサイクルを用いた研究の実施：QIアプローチを用いて実践サイクルを回すが、対象者の反応等により実装方略は、微修正されることがある。

(5) 職位と資源の活用：第三者ではなく、当事者として研究目標達成に向け、あらゆる資源を動かす。

まず、実用化計画の概念モデルを作成した。組織へのアプローチ内容 (組織への介入) と実際に行う方略の戦略 (実装戦略/計画)、またそれぞれのアウトカム (組織

のアウトカム、実装アウトカム) を4つのボックスで表し、なにを用いてその要素を測定するのかという視点を埋め込んでいった。

実際には実装方略として、筆者が経験学習モデル等を基に作成した学習プログラムを、対象となる看護系技官に実施する形とした。実施方法は講義形式のみではなく、経験を通じた知識の定着を目指して演習を一部取り入れる形とした。対象は、厚生労働省で働く主査・係長級の看護系技官で、現在の所属部署、入省後の経験年数等を参考に、研究費獲得Pメンバー等と相談して選定し、同意が得られた者とした。本研究の実施により対象者に危害は及ばないが、学習プログラムを用いた介入を行うため、本研究の実施に際しては聖路加国際大学の倫理審査委員会の承認を得た。

2. 現在までの取り組み

学習プログラムは予定どおり実施され、対象者全員が受講を終了することができた。また、学習プログラムおよびその効果を評価するために設定したアウトカム指標に関しては、アンケートやフォーカスグループインタビュー等を通じて必要なデータを収集した。現在は、論文化に向けて結果を記載しつつ、データの分析中である。

本研究の成果を左右すると考えられる要因は、それぞれ以下であると予測している。

(1) 組織に関する要因

上司の理解、研究費獲得Pメンバーの理解と協力、ステークホルダーの課題への関心の喚起。

(2) 対象者に関する要因

やる気、問題意識への共感、自己の課題としての認識。

(3) 講師に関する要因

講義の内容、講義資料の質、講師のプレゼンテーションスキル、実施時期・方法等。

今後も、引き続き論文化を進めるとともに、以降の継続に向けたプログラム改訂に取り組み、質改善を目指していきたいと思う。

本稿は、筆者の2019年度聖路加国際大学博士論文の内容を基に執筆したものである。

引用文献

- 家子直幸, 小林庸平, 松岡夏子, 他 (2016): 政策研究レポート: エビデンスで変わる政策形成. 1-44, 三菱UFJリサーチ&コンサルティング, 東京.
- 石井良一 (1999): 政策形成の意義と手法. 地域経営ニュースレター, 11 (5): 1-8.